

職種区分等の変更時に係る大学システムの申請書について

情報推進室 2025年3月作成

・統合IDへは、月初更新の人事データを反映させます。

人事データ上にないデータの変更に関しては、情報推進室への申請が必要です。

現在		変更内容	必要な対応
法人職員	→	所属・職位が変わる。	月初更新の人事データ反映を待つ。申請不要。
法人職員	→	退職後の再雇用。(職員番号付与あり)	月初更新の人事データ反映を待つ。申請不要。
法人職員	→	学生(大学院生、博士研究員等)になる。	「統合ID登録内容変更届(様式:8-3)」を提出する。
法人職員	→	非常勤医師、非常勤講師になる。	「統合ID登録内容変更届(様式:8-3)」を提出する。
法人職員	→	本学関係者ではなくなるが、 延長申請を行いたい。	「電子メールアドレス利用延長申請書(様式:2-5)」を提出する。 ※最大12ヶ月の延長が可能。
法人職員	→	留学する。専攻医になる。	「電子メールアドレス利用延長申請書(様式:2-5)」を提出する。 ※24ヶ月の延長が可能。(その後は12ヶ月毎の延長申請になる)
学生(大学院生、博士研究員等)	→	法人職員	月初更新の人事データ反映を待つ。申請不要。(※1)
非常勤医師、非常勤講師	→	法人職員	月初更新の人事データ反映を待つ。申請不要。(※1)
学生(大学院生、博士研究員等)	↔	非常勤医師、非常勤講師	「統合ID登録内容変更届(様式:8-3)」を提出する。

※1…Fileforceのグループフォルダ、サイボウズなど法人職員のみ対象のシステムを着任当日より利用したい場合は、「統合ID登録内容変更届(様式:8-3)」と関係するシステムの申請書を提出してください。